

立川市男女平等参画基本条例の解説

条例の名称

立川市男女平等参画基本条例

(解説)

この条例は、男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を担う「男女平等参画」を実現することを目的としています。そして、その基本理念と、これを促進するための市、市民、事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定める「基本条例」と位置づけ、「立川市男女平等参画基本条例」としました。

前文

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。

立川市は、日本国憲法のこの理念に基づき、平成8年10月に東京都で最初に男女共同参画都市宣言を行うなど、男女が共にいきいきと豊かに暮らす社会の実現をめざした施策を推進してきました。

21世紀を迎えた今日、立川市が今後も活力ある住みやすいまちとして発展していくためには、市民一人ひとりがその個性と能力を発揮し、輝ける社会を築いていかなければなりません。

立川市は、ここに、男女の人権が尊重され、男女が社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で共に参画し、責任を担う社会の実現をめざし、この条例を制定します。

(解説)

市のこれまでの取組を踏まえ、市民一人ひとりがその個性と能力を発揮し、一人ひとりが輝く社会を築くため、男女平等参画の実現に向けて取組を進めていく市の姿勢を示しています。

なお、前文は、市民に親しみやすいものとする観点から、口語体としました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画の促進について、基本理念並びに立川市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女の人権が尊重され、男女が共に社会のあらゆる分野の活動に参画する社会を築き、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(解説)

この条例の目的を明らかにするとともに、条例に規定する内容を定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(解説)

この条例で用いている主要な用語の意義を定めています。

○男女平等参画

「男女の平等」と「男女の対等な立場での参画」を意味します。市が進める取組が、この両者の実現に向けられていることを示すため、この条例では「男女平等参画」という言葉を用いています。

なお、「参画」とは、単に参加するだけではなく、意思決定の過程などから積極的に加わることを意味しています。

○事業者

企業など営利法人のほか、公益法人、NPOなど営利を目的としない団体や自治会などの市民活動団体が含まれます。

○積極的改善措置

社会のあらゆる分野の活動への参画について、男女間に生じている格差を改善していくための措置で、例としては、目標値を定めて審議会等委員への女性の登用を計画的に進めることなどが挙げられます。

○セクシュアル・ハラスメント

男女雇用機会均等法第11条においては、職場における行為が対象とされていますが、ここでは、職場のみではなく、あらゆる場における行為が対象となるよう定めています。

「性的な言動」とは、性的な内容の発言や性的な行動をいい、この「性的な内容

の発言」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布することなどが、「性的な行動」には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図書を配布することなどが、それぞれ含まれます。

「生活の環境を害すること」とは、性的な言動を受けた人の通常的生活や能力の発揮を妨げるなど、生活、活動などの環境を悪化させることをいいます。

「性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること」とは、性的な言動を受けた人の対応により、その性的な言動を受けた人に不利益を与えることで、例としては、指導者が、生徒に性的な関係を要求したが、拒否されたため、指導を放棄することなどが挙げられます。

(基本理念)

第3条 男女平等参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として促進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女が、個人の意思と責任により多様な生き方を選択することができ、かつ、その生き方が尊重されること。
- (3) 男女が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で共に参画し、責任を担うこと。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案並びに決定過程に参画する機会が確保され、その個人の能力が十分に発揮できること。

(解説)

基本理念は、市、市民、事業者が、条例第4条から第6条に示したそれぞれの責務を果たす上での基本的な考え方となるものです。

(1) 第1号

男女平等参画の実現のためには、性別にかかわらず一人ひとりが個人として尊重され、性別による差別的取扱いや性別に起因する暴力を受けることのない、人権が尊重される社会を築いていかなければなりません。

男女平等参画を促進する上で、その根底を成す基本理念として、男女の人権の尊重を規定しています。

「個人としての人権が尊重」とは、男女共同参画社会基本法第3条に規定されている、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることが含まれます。

また、「男女の個人としての尊厳が重んぜられること」には、例えば、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の性別に起因する暴力がないことなど

がその意味として考えられ、個人としての尊厳には、いわゆるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の問題も含まれています。

(2) 第2号

男女平等参画を促進していくためには、個人の価値観やライフスタイルなどに応じて、多様な生き方を選択することができる必要があります。一人ひとりが持つ能力を十分に発揮することが欠かせませんが、その前提として、個人としての能力が発揮できる生き方を、自ら選択することができ、その生き方が尊重されることを規定しています。

(3) 第3号

男女が社会のあらゆる分野の活動において、互いに協力し、責任を担い合うことは、家庭と他の活動（働くこと、学校に通うこと、地域活動をするなど）との両立を図る上で重要です。男女ともに、働きやすく、生きやすい社会を形成していくために、あらゆる分野の活動への参画と責任の分担を規定しています。

(4) 第4号

男女があらゆる分野において、政策や方針の決定過程に対等な立場で参画し、男女各々の視点からの意見を反映させる機会を確保することが必要です。男女が対等なパートナーとして能力を発揮し、互いの意見を政策や方針の決定に反映できるようにすることを規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女平等参画の促進にあたり、市民、事業者並びに国及び東京都その他の地方公共団体との連携に努めるとともに、男女平等参画施策を実施するために必要な体制を整備するものとする。

(解説)

市は、男女平等参画の促進に関する施策を実施するとともに、実施にあたっての必要な体制を整備することを責務としています。また、男女平等参画の実現は、市はもとより、市民、事業者や国、東京都などが一体となって取組を進める必要があり、市民等と連携して促進を図っていくことを定めています。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画についての理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(解説)

男女平等参画を促進していくためには、市民一人ひとりの理解と協力が欠かせません。そのため、男女平等参画に関する情報の提供を通じて、男女平等参画についての理解を深め、その促進に向けて取組を進めていくことと、市が行う施策への協力に努めることを市民の責務としています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女平等参画についての理解を深め、その事業活動について、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動と育児、介護その他の家庭生活等における活動との両立ができるよう支援に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(解説)

事業者が、男女平等参画の促進に果たす役割は大きく、事業者による男女平等参画の促進に向けた取組が進まなければ、男女平等参画の実現は望めません。そのため、その促進に向けた取組と、市が行う施策への協力に努めることを事業者の責務としています。

また、男女があらゆる分野の活動に参画していくために、家庭とその他の活動（働くこと、学校に通うこと、地域活動をするなど）との両立が図られるようにする取組が必要であることから、男女労働者に対する職場生活と家庭生活その他の活動の両立支援に努めることを規定しています。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

(解説)

男女の人権を侵害し、男女平等参画の促進を阻害する、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等に対する暴力的行為の禁止について定めています。

「何人も」とは、市内にいる人すべてを指します。市内で行われた行為であれば、加害者・被害者が市民であるか否かにかかわらず、この条文の対象となります。

「あらゆる場において」とは、行為が行われる場所を問わないことを示しています。

(1) 第1項

差別的取扱いとは、差別の意図を明確に有している場合に限られるものではなく、その取扱いの結果として、性別による差別がもたらされるものが含まれます。

(2) 第2項

この条文のセクシュアル・ハラスメントは、男女雇用機会均等法のように職場における行為に限られているものではありません。

(3) 第3項

配偶者等に対する暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、人々の理解を深めることにより、暴力的行為の防止を図ることを目的としています。

「家庭内等において」とは、別居などにより配偶者が同一世帯を構成していない場合も含まれることを示しています。

「配偶者等」とは、法律上・事実上の婚姻関係にある者や法律上・事実上の婚姻関係を解消した者のほか、婚約者など親密な関係にある男女も含まれます。

「配偶者等に対する身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とは、身体に対する暴力のほか、精神的暴力・性的暴力が含まれます。

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別に起因する人権侵害を助長し、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為を誘発することのないよう配慮しなければならない。

(解説)

刊行物、広告、ポスターなど広く不特定の人に表示される情報は、市民の意識や行動に大きな影響を与えます。

「表現の自由」はもとより尊重されるべきものであるが、男女の人権尊重の観点から、性別に起因する人権侵害、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等に対する暴力的行為を助長、誘発することのないよう、公衆に表示する情報における表現への配慮を求めたものです。

第2章 基本的施策

(推進計画)

第9条 市長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 市長は、推進計画を策定するにあたっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置をとるとともに、第16条に規定する立川市男女平等参画推進審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(解説)

市長は男女平等参画施策を推進するための計画(推進計画)を策定するとしており、男女平等参画の実現に向けた計画策定の根拠となる規定です。なお、市では現在、平成21年度を目標年度とする「立川市第4次男女共生社会推進計画」を定めており、この計画が、この条文に基づく推進計画であるという位置づけを附則で定めています。

計画の策定や変更にあたっては、市民や事業者と相互の協力により男女平等参画を促進することや地域の実情に応じた推進計画とするため、市民や事業者の意見を反映することができるよう適切な措置をとること及び男女平等参画推進審議会の意見を聴くことを規定しています。また、策定した推進計画は、市民や事業者の理解と協力を得て、計画を推進していく必要から、公表するとしています。

(年次報告等)

第10条 市長は、推進計画に基づく施策の実施状況について、年次報告を作成し、公表する。

2 市長は、前項に規定する年次報告について、第16条に規定する立川市男女平等参画推進審議会から意見が付されたときは、その意見の概要を公表しなければならない。

(解説)

推進計画の年度毎の実施状況は、行政内部の判断材料とするだけでなく、男女平等参画についての理解と施策への協力を求めていくための情報として、市民及び事業者に公表するとしています。

また、男女平等参画推進審議会が推進計画の実施状況について意見がある場合は、その意見の概要を公表することを定めています。

(普及広報)

第11条 市は、市民及び事業者の男女平等参画についての理解を深めるため、普及広報活動に努めなければならない。

(解説)

市は、市民や事業者と連携し、また協力を得て、男女平等参画の実現に向けた取組を進めるために、広報活動や情報提供を通して、男女平等参画についての市民や事業者の理解を促進していくことを規定しています。

第3章 苦情の処理

(苦情の申出)

第12条 市民及び事業者は、市が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策について、次条に規定する立川市男女平等参画苦情処理委員に苦情の申出をすることができる。

(解説)

市民や事業者が男女平等参画苦情処理委員に対し、市が実施する男女平等参画施策等について、苦情の申出ができることを定めています。

市が実施する男女平等参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策については、男女平等参画の促進に関係する施策でなくても、結果的に男女平等参画の促進に影響を与える可能性があるため、苦情の申出の対象としています。

(苦情処理委員の設置等)

第13条 市長は、前条に規定する苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、立川市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 苦情処理委員は、3人以内とし、男女平等参画の促進に深い理解と識見を有する者のうちから市長が任命する。

3 苦情処理委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

(解説)

市が実施する男女平等参画施策等についての市民や事業者からの苦情を処理するため、公正かつ中立的立場の苦情処理委員を置くことや苦情処理委員の定数、各委員の任期を定めています。

(苦情処理委員の職務)

第14条 苦情処理委員は、苦情の申出を処理するため、苦情の申出に係る施策を実施する機関に対して、資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置をとるよう市長に勧告することができる。

(解説)

苦情処理委員は、市が実施する男女平等参画施策等についての苦情の申出があった場合、その施策を担当する部署に対して調査を行い、必要があれば是正などの措置を講ずるよう市長に勧告できることを定めています。

(守秘義務)

第15条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(解説)

苦情の申出をした人の個人情報を守るため、苦情処理委員の守秘義務を定めています。

第4章 立川市男女平等参画推進審議会

(設置)

第16条 市長の諮問に応じ、推進計画及び男女平等参画施策について必要な事項を調査審議し、又はこれらの事項について市長に建議するため、立川市男女平等参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(解説)

立川市男女平等参画推進審議会の設置について定めています。

この審議会は、男女平等参画に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて、また必要があれば独自に、調査・審議し、施策などについて市長に意見を述べる組織として設置するものです。

(所掌事項)

第17条 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。
- (3) その他男女平等参画の促進に関する重要事項に関すること。

(解説)

男女平等参画推進審議会は、推進計画の策定や変更、施策の実施状況などについて、調査審議することを所掌事項として定めています。

(組織)

第18条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(解説)

男女平等参画推進審議会の委員の定数を定めています。

(委員)

第19条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 関係市民団体の代表者 6人以内
- (2) 市民 5人以内
- (3) 学識経験を有する者 4人以内

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任されることができる。

(解説)

男女平等参画推進審議会委員の構成及び各委員の任期について定めています。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(解説)

この条例の施行に関する必要事項は、市長が規則で定めることとしています。

苦情の申出の方法等や男女平等参画推進審議会の会長・副会長についてなどの規定は、施行規則に委ねることとします。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(解説)

この条例は、平成19年6月25日に公布しました。

なお、第3章苦情の処理についての規定は、平成20年4月1日から施行されます。

(立川市男女共生社会推進会議条例の廃止)

2. 立川市男女共生社会推進会議条例(昭和63年立川市条例第23号)は、廃止する。

(解説)

市長の附属機関については、これまでの「立川市男女共生社会推進会議」を「立川市男女平等参画推進審議会」に改め、条例第4章において、審議会の設置その他必要な事項を規定しましたので、立川市男女共生社会推進会議条例を廃止しました。

(経過措置)

3. この条例の施行の際、現に策定されている推進計画は、第9条第1項の規定により策定されたものとみなす。
4. この条例による廃止前の立川市男女共生社会推進会議条例の規定により設置された立川市男女共生社会推進会議は、第16条の規定によって設置された審議会となり、同一性をもって存続する。

(解説)

平成17年4月に策定された「立川市第4次男女共生社会推進計画」を条例第9条第1項に規定された推進計画とみなすものです。

また、平成 18 年 6 月市長が任命した委員で組織する「立川市男女共生社会推進会議」は、条例第 16 条に規定された「立川市男女平等参画推進審議会」となることを定めています。